

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (安佐市民病院屋上防水改修その他工事 実施設計業務)
2. 委託期間 契約締結の日から、平成 27 年 8 月 7 日まで
3. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 (安佐市民病院)
 - (2) 敷地の場所 (安佐北区可部南二丁目)
 - (3) 施設用途 (総合病院)
 - (4) 工事概要 (南館・北館 3 階屋上防水の改修、
南館東側階段の屋上防水及び外壁・内部のシーリングの改修、
看護師宿舎の外壁補修及び塔屋目隠し壁の撤去、
医師住宅の屋上防水の改修及び塔屋目隠し壁の撤去)
4. 設計と条件
 - (1) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 (29,131.00 m²)
 - b. 用途地域及び地区の指定 (第一種住居地域・防火地域指定なし)
 - (2) 施設の条件
 - a. 施設の延べ面積(計画面積) (31,523.04 m²)
 - b. 主要構造 (SRC 造)
 - c. 耐震安全性の分類
「総合耐震計画基準」(平成 8 年 10 月 24 日付け建設省営計発第 100 号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
 - 1) 構造体 I 類
 - 2) 建築非構造部材 A 類
 - 3) 建築設備 甲 類
 - (3) 建設の条件
 - a. 工事費(概算金額) 建築:約 4,640 万円(税込)
 - b. 建設工期(予定) (平成 27 年 9 月～平成 27 年 11 月)
 - (4) 設計と条件の資料
設計と条件については、次の資料による。
 - ・別紙による
 - ・
 - ・

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」(地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「機構」という。))による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものを適用する。・印は適用しない。

2. 管理技術者の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士
- ・建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による建築設備士
- ・建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による建築設備士または建築設備工事設計業務

に係る実務経験を 10 年以上有する者

- (2) プロポーザル方式により業務を受注した場合は、技術提案書における総括責任者が、管理技術者となる。

3. 照査技術者

- ・約款第 15 条の照査技術者の配置は必要とし、資格要件は次による。
 - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
 - ・資格要件は不要
- 約款第 15 条の照査技術者の配置は、不要とする。

4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

5. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
- ・建築（総合）基本設計
 - ・建築（構造）基本設計
 - ・電気設備基本設計
 - ・機械設備基本設計

※基本設計の範囲：

- b. 実施設計
- 建築（総合）実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・建築（構造）実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・電気設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・機械設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）

- c. その他（上記「b. 実施設計」の過程で作成した資料を成果品として整理する。）

○コスト縮減の検討

実施設計時に、監督員と協議し、実施設計段階でのコスト縮減事項を工事ごとにとりまとめ提出する。

○仮設計画図の作成

概略工事工程表に対応した仮設計画図を作成する。

- ・アスベスト成形板等の図示

監督員が指示する内容について、該当図にアスベスト含有材の使用範囲を図示する。

○設計説明書の作成

監督員が指示する内容について、設計説明書（各種技術資料とも）としてとりまとめる。

- ・設計内容の意図伝達計画書

工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図の伝達のために確認を要する以下の内容に該当する施工図等を計画書としてとりまとめる。

- ・設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事受注者等が資機材メーカー等を決定した後に、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等。
- ・意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まらなければ、設計意図の伝達を確認することができないような設計内容に関する施工図等。
- ・監督員が必要と判断し、指示した施工図等。

- ・官公署等申請書類資料作成業務

◎追加業務に示す以外の申請書類作成業務

- ・工事費概算書の作成
概算数量を算出し工事費概算書を作成する。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎建築積算業務 積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価の決定
 - ・電気設備積算業務 積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価の決定
 - ・機械設備積算業務 積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価の決定
 - ・透視図作成〔種類（彩色）判の大きさ（A3）、枚数（3枚）
額の有無（有）及び材質（アルミ枠）〕
 - ・透視図の写真撮影〔カット枚数（1枚）判の大きさ（24×36以上）及び
白黒・カラーの別（カラー）〕
 - ・ボリューム検討用模型製作〔景観検討用（縮尺：1/500）、
ファサード検討用（縮尺：1/200）、主要材料（スチレン等）（提出不要）〕
 - ・完成型模型製作〔縮尺（1/300）、主要材料（アクリル板等）
ケースの有無（有）及び材質（アクリル板等）〕
 - ・模型の写真撮影〔カット枚数（4枚）、判の大きさ（サービスサイズ）及び
白黒・カラーの別（カラー）〕
- ・確認申請手続き業務
- ・中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ◎概略工事工程表の作成
 - ・営繕事業広報ポスターの作成
 - ・建築物の利用に関する説明書の作成
 - ・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - ・日影図の作成
 - ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
 - ・設計意図の伝達に関する業務
工事着手後、工事受注者による施工計画、施工状況を踏まえ、監督員の指示により、監督職員等へ設計意図の伝達及び工事受注者からの設計図書に対する疑義等の協議を行うものとする。また、必要に応じて説明図等を作成し、監督員に報告するものとする。
 - ・アスベスト成形板等の分析
今回の設計に基づく改修又は取壊し工事において、吹付けアスベスト、アスベスト含有建材等がある場合には、監督員と協議を行い、その指示により、サンプル採取、分析を行い報告書を作成する。なお、費用は見込んでいないので実費を変更追加する。
 - ・増築等における既存部分の構造検討
 - ・増築等における既存部分の熱源検討
 - ・消防局との協議
 - ・消防設置届等の手続き業務
- ◎内訳明細書の作成
 - ・電力会社との協議
- ◎現場調査
 - ・医療法に基づく申請業務

- ⊕文部科学省放射線関連申請業務
 - ・放射線防護検討
- ⊙施設管理者又は使用者等との調整
- ⊙現地調査及び改修にあたっての設計方針の提案（技術的見解での改修方法の提案等）
 - ・改修に伴う既設設備移設・再利用計画の検討（空調設備・電気設備・ケアユニット等）
- ⊙病院所有既存図面データ修正（改修工事範囲）

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 調査員の指示により、「設計説明書」に記入のうえ、監督員に提出する。

(2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（）

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・グリーン庁舎基準及び同解説（官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説）
- ・グリーン診断・改修計画基準及び同解説
- ・省エネルギー建築設計指針

⊙建築設計基準

⊙公共建築工事積算基準

⊙公共建築工事共通費積算基準

⊙公共建築工事標準単価積算基準

- ・公共住宅建設工事共通仕様書
- ・部品及び機器の品質・性能基準（公共住宅建設工事共通仕様書別冊）

⊙建築物解体工事共通仕様書

- ・広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き（広島市社会局）・貸与
- ・公共施設バリアフリーデザインマニュアル（広島市社会局）・貸与
- ・排水設備の手引き（広島市下水道局）・貸与
- ・広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン（広島市都市計画局建築部）・貸与
- ~~・広島市電子納品の手引（広島市都市整備局）~~
- ・市有建築物省エネ仕様（広島市都市整備局）

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準

- ・敷地調査共通仕様書
 - ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ◎公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・建築構造設計基準
 - ・建築鉄骨設計基準
 - ・建築工事標準詳細図
 - ・擁壁設計標準図
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ◎建築工事標準図（広島市都市計画局建築部営繕課）
 - ◎建築工事設計図書作成要領（広島市都市計画局）
 - ・広島市総合サイン計画サインデザインマニュアル（広島市都市計画局）
- c. 建築積算
- ◎公共建築数量積算基準
 - ◎公共建築工事内訳書標準書式
 - ◎建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
 - ◎公共建築見積標準書式集（建築工事編）
 - ◎公共建築改修工事の積算マニュアル
 - ◎建築工事積算マニュアル（広島市）
- d. 設 備
- ・建築設備計画基準
 - ・建築設備設計基準
 - ・建築設備工事設計図書作成基準
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
 - ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所）
 - ・建築設備設計計算書作成の手引
 - ・業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
 - ・ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
 - ・機械設備工事機材標準図（広島市）
 - ・給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）
 - ・病院設備設計ガイドライン（一般社団法人医療福祉設備協会）
- e. 設備積算
- ・公共建築設備数量積算基準
 - ・公共建築設備工事内訳書標準書式
 - ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ・建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
 - ・機械設備工事積算マニュアル（広島市）
 - ・電気設備工事積算マニュアル（広島市）

(5) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
適用基準等のうち、・貸与に◎印の付いたもの ◎既存図	・貸与

(6) ~~設計VE~~

- ・ 本業務は設計VE対象業務とする。
施設の機能向上及びコスト縮減により最適な価値を確保するため設計VEを実施する。
尚、VE審査用の説明資料等の提出期日については、監督員が指示するので、これを厳守すること。また、このVE審査の結果については、基本設計に十分反映するものとする。

(7) ~~電子納品（基本設計業務は対象外とする。）~~

- ・ 本業務は、電子納品対象業務とする。
 - a. 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。
 - b. 業務の着手前に必ず監督員と電子納品について事前協議を行うこと。
 - c. 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。
 - d. 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部提出する。
 - e. 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。
 - f. 成果品として提出された電子データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、広島市立病院機構委託契約約款（建築設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

(8) ~~新技術・新工法~~

- ・ 本業務は、新技術・新工法の検討対象業務とする。
 - a. 基本設計時
本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。
採用に係る評価基準は、監督員から別途指示を受けること。
 - b. 実施設計時（基本設計で検討している場合）
本業務の実施に当っては、基本設計で提案された新技術・新工法について、照査、現場での適合性及び活用効果の再確認を行うこと。
当該技術・工法について、構造計算等による安全の確認が必要な場合は、適切に行うこと。
基本設計で提案された新技術・新工法が、不適切と判断された場合は、改めて新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。
採用に係る評価基準は、監督員から別途指示を受けること。
 - c. 実施設計時（基本設計がない場合又は基本設計で検討していない場合）
本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。
採用に係る評価基準は、監督員から別途指示を受けること。

(9) 市有建築物省エネ仕様

- ・ 本業務は、市有建築物省エネ仕様（平成21年4月制定）の検討対象業務とする。
 - a. 基本設計時
省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行うこと。
採用に係る基準等は、監督員から別途指示を受けること。
 - b. 実施設計時（基本設計で検討している場合）
基本設計で提案された省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等の再確認を行うこと。
 - c. 実施設計時（基本設計がない場合）

省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行うこと。
~~また、CASBEE 広島を利用した検討を行うこと。~~
採用に係る基準等は、監督員から別途指示を受けること。

(10) 業務設計内容

設計の対象となる種目は次のとおりである。

区分	種 目	種 目 概 要
建築	南館・北館屋上防水改修その他工事	<ul style="list-style-type: none"> ■南館3階、北館3階の屋上防水の改修、南館東側階段屋上防水及び外壁・内部シーリングの改修工事 (改修面積 約1000㎡) ・屋上防水の改修 ・階段室外壁のシーリングの打ち替え ・階段室内部のシーリングの打ち替え ・上記内部の内装改修
建築	看護師宿舎外壁補修その他工事	<ul style="list-style-type: none"> ■看護師宿舎の外壁及び鉄骨階段の塗装改修、塔屋目隠し壁の撤去 (改修面積 約2500㎡) ・東面・南面の外壁の塗装改修 ・南面の鉄骨階段の塗装改修 ・西面・北面の外壁の塗装改修 ・北面の鉄骨階段の塗装改修 ・塔屋目隠し壁(ルーバー、鉄骨下地)の撤去 ・高架水槽のタラップの撤去・新設
建築	医師住宅屋上防水改修その他工事	<ul style="list-style-type: none"> ■医師住宅屋上防水改修、塔屋目隠し壁の撤去 (改修面積 約500㎡) ・屋上防水の改修 ・塔屋目隠し壁(ルーバー、鉄骨下地)の撤去 ・高架水槽のタラップの撤去・新設

(工事ごとに工事概要を記入する)

7. 成果物、提出部数等 (○印のついたものを適用する)

(1) 基本設計

成果物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
a. 建 築 (意匠) ・ 建築 (意匠) 設計図 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) 矩計図 (主要部詳細) ・ 基本設計説明書 ・ ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部	部 部 部	 A 4 判 A 4 判
b. 建 築 (構造) ・ 構造計画概要書 (基本構造計画案含む) ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部	部 部 部	A 4 判 A 4 判 A 4 判
c. 電気設備 ・ 電力設備計画概要書 ・ 通信設備計画概要書 ・ 昇降機設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	部 部 部 部 部	A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判
d. 機械設備 ・ 空気調和設備計画概要書 ・ 給排水衛生設備計画概要書 ・ 消火設備計画概要書 ・ 医療ガス設備計画概要書 ・ 仕様概要書	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	部 部 部 部 部	A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判
e. その他 ・ 日影図 ・ 透視図 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ リサイクル計画書 ・ 基本設計説明書 ・ 工事費概算書	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	 部 部	 A 4 判 A 4 判

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
f. 資 料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書	一 式 一 式	部 部	

- (注) 1. 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中にも含めることもできる。
(構造計算書は合本不可とする。)
2. 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中にも含めることもできる。
3. 建築(意匠)設計図は、適宜、追加してもよい。
4. 成果物のとりまとめ方法は、監督員の指示による。

8. 積算根拠（基準・単価）

- (1) 本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠している。
- (2) 平成 27 年 2 月の単価により委託費を算出している。